

【平成28年度以前】行政処分業者一覧

県民局・市名	区分	許可番号	被処分者名	処分	根拠法令	処分の年月日	処分の理由
備中県民局	産廃収運	03304064383	谷本 醇（屋号：勝運産業）	許可の取消し	産業廃棄物処理業者の許可の取消し（法第14条の3の2）	平成28年12月21日	被処分者が、同人の有する産業廃棄物収集運搬業の許可では積替え又は保管ができないにもかかわらず、収集運搬を受託した廃タイヤを積替え又は保管したことは、法第14条の2第1項に違反（無許可変更）していると認められるため。
美作県民局	産廃収運	03300149064	株式会社トヨカフードリサイクル	許可の取消し	産業廃棄物処理業者の許可の取消し（法第14条の3の2）	平成28年11月4日	被処分者は、平成28年10月27日付けで三重県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可取消処分を受けたことにより、法第14条第5項第2号イで準用する法第7条第5項第4号二に規定する欠格要件に該当するに至ったため。
備中県民局	産廃収運	03300021926	有限会社長田建設	許可の取消し	産業廃棄物処理業者の許可の取消し（法第14条の3の2）	平成28年10月26日	被処分者は、平成28年8月26日付けで岡山地方裁判所倉敷支部から破産手続開始の決定を受けたことから、法第14条第5項第2号イで引用する法第7条第5項第4号イに規定する欠格要件に該当するに至ったため。
備中県民局	産廃収運	03300081388	株式会社松建興業	許可の取消し	産業廃棄物処理業者の許可の取消し（法第14条の3の2）	平成28年9月1日	被処分者は、平成28年7月8日付けで岡山地方裁判所倉敷支部から破産手続開始の決定を受けたことにより、法第14条第5項第2号イで引用する法第7条第5項第4号イに規定する欠格要件（＝破産者で復権を得ないもの）に該当するに至ったため。
備前県民局	産廃収運	03301084373	株式会社三浦組	許可の取消し	産業廃棄物処理業者の許可の取消し（法第14条の3の2）	平成28年6月15日	被処分者は、平成28年5月17日付けで岡山地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたことから、法第14条第5項第2号イで引用する法第7条第5項第4号イに規定する欠格要件に該当するに至ったため。
備中県民局	産廃収運	03300166810	有限会社トーク運輸	許可の取消し	産業廃棄物処理業者の許可の取消し（法第14条の3の2）	平成28年6月10日	被処分者は、平成28年5月30日付けで香川県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可の取消処分を受けた。このことにより、法第14条第5項第2号二に規定する欠格要件に該当することが判明したため。
倉敷市	産廃収運	10000129066	有限会社早坂産業	許可の取消し	産業廃棄物処理業者の許可の取消し（法第14条の3の2）	平成28年6月3日	平成28年5月18日に岡山地方裁判所倉敷支部において有限会社早坂産業の破産手続が開始されたことは、法第14条の3の2第1項第4号に規定する法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イ）に該当するため。
岡山市	施設	第（14-口）-6号	直井コンクリート工業株式会社	許可の取消し	産業廃棄物処理施設の設置許可の取消し（法第15条の3）	平成28年2月25日	<p>(1) 直井コンクリート工業株式会社は、岡山市北区上高田地内に産業廃棄物の最終処分場(安定型)(許可番号:第(14-口)-6号)を設置している産業廃棄物処理施設の設置者である。</p> <p>(2)平成27年1月24日、直井コンクリート工業株式会社は、排出事業者より処分受託し、前項の最終処分場に埋め立てる前段として当該最終処分場の展開検査場で選別し保管していた産業廃棄物のうち約149.1m<sup>3</sup>を、当該最終処分場の南に隣接する資材置場（岡山市北区上高田249番付近）まで10tダンプで運搬し同所にダンプアウトした後、同所に保管していた再生砕石を運搬してきた廃棄物の上に重機を用いて覆土し、当該最終処分場以外の場所へ埋め立てた。</p> <p>(3)本件行為は、廃棄物をみだりに投棄することを禁じた法第16条に違反し、その情状が特に重いとときに該当すると判断する。</p> <p>(4)以上のとおり、直井コンクリート工業株式会社の本件行為は、法第15条の3第1項第2号前段に該当することから、その許可を取り消す。</p>

県民局・市名	区分	許可番号	被処分者名	処分	根拠法令	処分の年月日	処分の理由
岡山市	産廃処分	08330102513	直井コンクリート工業株式会社	許可の取消し	産業廃棄物処理業者の許可の取消し（法第14条の3の2）	平成28年2月25日	(1) 直井コンクリート工業株式会社は、岡山市北区上高田地内に産業廃棄物の最終処分場(安定型)(許可番号:第(14-口)-6号)を設置し、産業廃棄物の処分を業として行っている産業廃棄物処分業者である。 (2)平成27年1月24日、直井コンクリート工業株式会社は、排出事業者より処分受託し、前項の最終処分場に埋め立てる前段として当該最終処分場の展開検査場で選別し保管していた産業廃棄物のうち約149.1m <sup>3</sup> を、当該最終処分場の南に隣接する資材置場（岡山市北区上高田249番付近）まで10tダンプで運搬し同所にダンプアウトした後、同所に保管していた再生砕石を運搬してきた廃棄物の上に重機を用いて覆土し、当該最終処分場以外の場所へ埋め立てた。 (3)本件行為は、廃棄物をみだりに投棄することを禁じた法第16条に違反し、その情状が特に重いときに該当すると判断する。 (4)以上のとおり、直井コンクリート工業株式会社の本件行為は、法第14条の3の2第1項第5号前段に該当することから、その許可を取り消す。
備中県民局	産廃収運	03303050550	山下産業株式会社	許可の取消し	産業廃棄物処理業者の許可の取消し（法第14条の3の2）	平成27年11月9日	被処分者の役員が、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定に違反（自動車運転過失傷害）し、平成26年3月5日に広島地方裁判所福山支部から懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、同月20日に確定したことにより、法第14条第5項第2号二に規定する欠格要件に該当するに至ったため。
備前県民局	施設	第2-(8の2)-19号	農事組合法人緑研	許可の取消し	産業廃棄物処理施設の設置許可の取消し（法第15条の3）	平成27年9月9日	被処分者が、破碎施設を許可を受けていない場所に移設して使用したことが、法第15条第1項に違反していると認められるため。
備前県民局	産廃収運	03301071177	松原運送有限会社	許可の取消し	産業廃棄物処理業者の許可の取消し（法第14条の3の2）	平成27年9月7日	被処分者の役員が、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第5条の罪（自動車運転過失致死罪）を犯し、広島地方裁判所から禁錮1年6月、執行猶予3年の判決を受け、平成24年10月5日に確定したことにより、法第14条第5項第2号二に規定する欠格要件に該当するに当たったため。
備前県民局	産廃収運	03300176997	株式会社ヤスタ	許可の取消し	産業廃棄物処理業者の許可の取消し（法第14条の3の2）	平成27年8月24日	被処分者の役員が、法第19条の3第2号（岡山市長の改善命令）の規定に違反し、岡山簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、平成27年6月30日に確定したことにより、法第14条第5項第2号二に規定する欠格要件に該当するに至ったため。
備中県民局	産廃収運	03304031709	株式会社繁山興業	許可の取消し	産業廃棄物処理業者の許可の取消し（法第14条の3の2）	平成27年7月27日	被処分者及び被処分者の役員が、法第16条の2（不法焼却）の規定に違反し、平成26年12月18日に福山簡易裁判所から各罰金100,000円の略式命令を受け、平成27年1月6日に確定したことにより、法第14条第5項第2号イ及び二に規定する欠格要件に該当するに至ったため。
備中県民局	産廃収運	03303146206	有限会社真備工業	許可の取消し	産業廃棄物処理業者の許可の取消し（法第14条の3の2）	平成27年4月21日	被処分者は、岡山地方裁判所倉敷支部から平成27年4月3日付けで破産手続開始の決定を受けた。これにより、法第14条第5項第2号イで引用する法第7条第5項第4号イの欠格要件に該当するに至ったため。
備前県民局	産廃収運	03350042494	有限会社南部運送	許可の取消し	産業廃棄物処理業者の許可の取消し（法第14条の3の2）	平成26年11月17日	被処分者の役員であった者が役員を務める法人が島根県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可取消しの処分を受ける日までに事業の廃止の届出をした。このことにより、被処分者が役員のうち法第14条第5項第2号二に規定する同号イで準用する法第7条第5項第4号へに規定する者に該当する者のある法人となり、欠格要件に該当するに至ったため。
備前県民局	産廃収運	03301039357	有限会社エム・ジー工業	許可の取消し	産業廃棄物処理業者の許可の取消し（法第14条の3の2）	平成26年9月26日	被処分者の役員は、岡山地方裁判所から平成26年8月18日付けで破産手続開始の決定を受けた。これにより、法第14条第5項第2号イで準用する法第7条第5項第4号イの欠格要件に該当するに至ったため。